

若宮交番だより

令和8年

10月号

須磨警察署
☎731-0110



特殊詐欺被害防止対策の推進

～詐欺犯人は様々な方法で、あなたの財産を狙っています～



【重要】ニセ警察詐欺に注意

● 具体的な手口

自宅の固定電話や携帯電話あてに警察官を名乗り、

- 「あなたの口座が犯罪に使われている」
- 「あなたの携帯電話が不正に契約された」

などと様々な理由をつけて「資産を保護する」「口座を調査する」などと言って現金をだましとったり、振り込ませたりする詐欺の被害が増加しています。

警察官役の犯人は「あなたは逮捕される」などと不安をあおったり、偽の警察手帳や逮捕状を見せてくるケースもあります。

電話会社や総務省などを名乗り「携帯電話の未納料金がある」などと言った後に警察官役に交代するケースやSNS・ビデオ通話での連絡に移行するケースもあるので注意が必要です。



● 防犯ポイント

ホンモノの警察官は、

- 電話で捜査対象となっているなどと伝えることはありません。
- メッセージアプリで連絡をすることはありません。
- 警察手帳や逮捕状の画像を送ることはありません。
- ビデオ通話で取調べをすることはありません。

ひとつでも当てはまる場合は「全て詐欺」です。

● お願い

少しでも怪しいと思った時は、電話やビデオ通話を切って、

- 対面で最寄りの警察署
- 警察相談専用電話（#9110）

にご相談ください。

相手方から教示された番号には、決して折り返さないでください。

また最近、実在する警察署などの電話番号を偽装して表示させる手口が確認されています。

実在する警察署などの電話番号が使われていても、ホンモノと信じず、警察署や警察相談電話（#9110）に相談してください。



自転車の盗難被害が
続発しています！

～自転車の盗難被害に遭わないために～

- 短時間でも鍵かけを忘れずに！
- ワイヤロックなどを活用しましょう！
- 設備の整った駐輪場に駐輪しましょう！



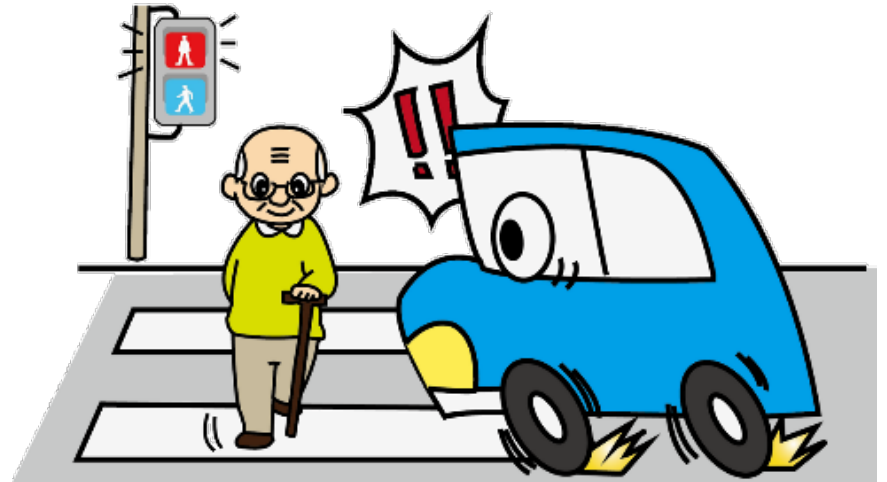
道路を横断する際の違反行為

早朝、夜間に横断歩道の無い場所で道路を横断し、車にはねられるという痛ましい死亡事故が県下で多発しています。

暗い道では、あなたの姿が運転手から見えていないとは限りません。
正しい方法で道路を横断しなければ、歩行者が交通違反となる場合があるので注意してください。

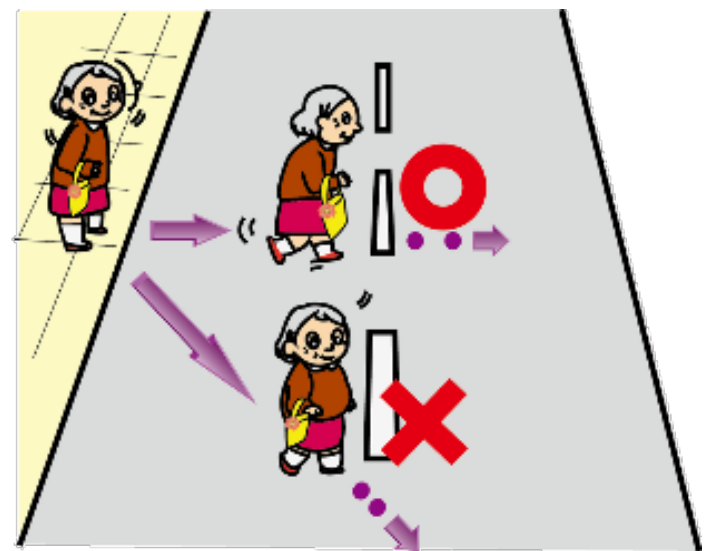
赤色信号無視

道路交通法 第七条 第一項
歩行者は、信号機の表示する信号に従わなければいけません。



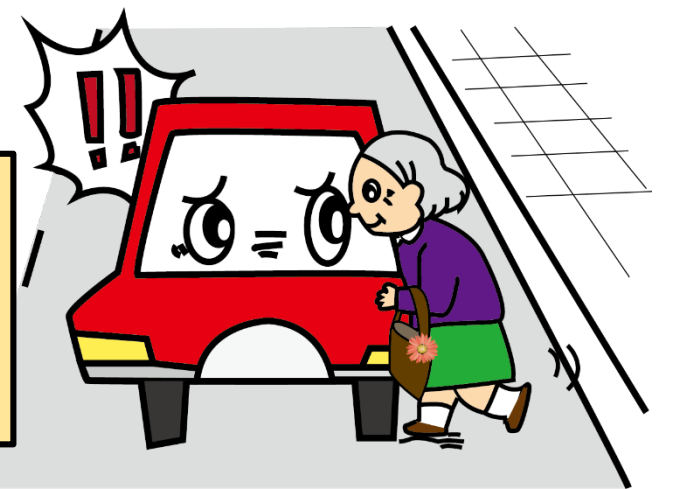
斜め横断

道路交通法 第十二条 第二項
歩行者は斜めに道路を横断してはいけません。



車の直前、直後の横断

道路交通法 第十三条 第一項
歩行者は車の直前または直後で道路を横断してはいけません。



横断禁止場所の横断

道路交通法 第十三条 第二項
歩行者は道路標識によって横断が禁止されている場所では横断してはいけません。



須磨警察署